

令和3年4月吉日

「2021年（令和3年）合格目標 土地家屋調査士講座」すべての受講生の皆様へ

不動産登記規則の一部改正情報

この度は弊社「2021年（令和3年）合格目標 土地家屋調査士講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

すでにご存知の受講生の方もいらっしゃるかと存じますが、去る令和3年3月29日、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の一部を改正する省令（法務省令第14号）が公布（令和3年4月1日施行）されました。

ご不明な点がございましたら、『教えてチューター』にてお問い合わせください。

(株) 東京リーガルマインド
コールセンター
0570-064-464
平日 09:30～20:00
土・祝 10:00～19:00
日 10:00～18:00



CU21259

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※固定電話・携帯電話共通（PHS・IP電話からはご利用できません）。

記

不動産登記規則

改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 2 項	<u>2</u> 申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に署名し、又は記名押印しなければならない。
改正後		項を削る。
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 3 項	<u>3</u> (略)
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 2 項	<u>2</u> (同上)
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 4 項	<u>4</u> 委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 3 項	<u>3</u> 委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 5 項	<u>5</u> 第 209 条第 1 項第 7 号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならない。
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 4 項	<u>4</u> 第 209 条第 1 項第 7 号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が記名したものでなければならない。
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 6 項	<u>6</u> (略)
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 5 項	<u>5</u> (同上)
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 7 項	<u>7</u> 第 45 条並びに第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）について、第 51 条の規定は・・・この場合において、第 51 条第 7 項及び第 8 項中「令第 16 条第 5 項」とあるのは「 <u>第 211 条第 6 項</u> 」と、第 52 条第 1 項中・・・
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 6 項	<u>6</u> 第 45 条第 1 項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この条において同じ。）について、第 51 条の規定は・・・この場合において、第 51 条第 7 項及び第 8 項中「令第 16 条第 5 項」とあるのは「 <u>第 211 条第 5 項</u> 」と、第 52 条第 1 項中・・・

改正前		項を加える。
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 7 項	<u>7 筆界特定申請書につき文字の訂正, 加入又は削除をしたときは, その旨及びその字数を欄外に記載し, 又は訂正, 加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して, その範囲を明らかにしなければならない。この場合において, 訂正又は削除をした文字は, なお読むことができるようにしておかなければならない。</u>
改正前		項を加える。
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 8 項	<u>8 申請人又はその代表者若しくは代理人は, 筆界特定申請書が二枚以上であるときは, 各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。</u>
改正前	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 8 項	<u>8</u> (略)
改正後	(筆界特定書面申請の方法等) 第 211 条第 9 項	<u>9</u> (同上)
改正前	(法定相続情報一覧図) 第 247 条第 3 項	3 前項の申出書には, <u>申出人又はその代理人が記名押印するとともに, 次に掲げる書面を添付しなければならない。</u>
改正後		3 前項の申出書には, <u>次に掲げる書面を添付しなければならない。</u>
改正前	(法定相続情報一覧図) 第 247 条第 3 項第 1 号	一 法定相続情報一覧図 (第 1 項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し, 申出人が記名するとともに, その作成をした申出人又はその代理人が <u>署名し, 又は記名押印したものに限る。</u>)
改正後		一 法定相続情報一覧図 (第 1 項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し, 申出人が記名するとともに, その作成をした申出人又はその代理人が <u>記名したものに限る。</u>)

以 上